

■ 勉強会、懇親会を開催します

本年度の活動の第一弾として、3月17日に協会会員向けの勉強会と懇親会を開催いたします。(詳細は別紙参照)

せっかく(社)日本自動車旅行ホテル協会に加盟いただいておりますので、協会といたしましては、会員様への情報提供や情報交換、また、会員としてのメリットを感じていただけるような企画を計画しています。今回は、その第1弾として、政令改正を受けた現時点での情報交換と店舗の保険に関する内容を中心に勉強会を計画いたしました。勉強会後には懇親会もございますので、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。

■ 風営法政令改正を受けてのアンケートのお願い

この度の風営法政令改正においては、届け出時・届け出後の対応や届け出をしていない店舗への対応などに各県警や所轄によって、かなりの温度差があるようです。

3月17日の協会会員向け勉強会におきまして、政令改正施行後の現状と今後の注意点を中心に皆様とディスカッションしていきたいと思っております。

その資料として活用致しますので是非ともアンケートにご協力お願い致します。

(アンケート記入にあたって)

- ・協会の内部資料としてのみ利用致します。
デリケートな内容の質問事項もございますが、差し支えない範囲で出来るだけお答え下さい。
- ・複数店舗の方は、アンケート用紙をコピーいただき、各店舗ごとにご記入下さい。(可能な範囲で結構です)

よろしくお願ひいたします

この会報は、当協会の関東本部正会員に発信しております。ご不要の方は、aoki@teidan.co.jp か、FAX

03-3259-6052 までご連絡ください。(事務委託先 青木由香さん)